

# 「健康寿命の延伸の効果に係る研究班」

## 開催要綱

### 1. 目的

厚生労働省に設置された「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」（平成30年10月19日厚生労働大臣伺い定め）には「横断的課題に関するプロジェクトチーム」が置かれており、その下の「健康寿命延伸タスクフォース」において、健康寿命の延伸に係る施策の検討を進めることとされている。この検討に資するため、①健康寿命の定義と延伸の目標、②健康寿命の延伸の効果の2つの論点に関してそれぞれ有識者の参画を得て検討を行い整理することとなった。このうち、②健康寿命の延伸の効果に係る論点を整理するために本研究班を開催する。

### 2. 検討事項

- (1) 健康寿命の延伸が医療費、介護費、経済等の各種指標に与える影響について
- (2) 健康寿命の延伸による効果の定量的な推計等について

### 3. 構成員及び検討期間等

- (1) 本研究班の構成員は別紙のとおりとし、西村周三構成員を座長、辻一郎構成員を座長代理とする。
- (2) 本研究班は、概ね平成31年3月末までに、6回程度開催することを予定する。

### 4. 運営等

- (1) 本研究班は「健康寿命延伸タスクフォース」の主査から指示を受けた保険局調査課長が構成員の参集を求めて開催する。開催に当たっては、関係課等（保険局総務課、保険局医療介護連携政策課、老健局総務課、老健局老人保健課、健康局健康課、政策統括官（総合政策担当）社会保障担当参事官室等）の協力を得る。
- (2) 本研究班においては、必要に応じ、3(1)の構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

- (3) 本研究班は、健康寿命の延伸に係る施策の検討に資するために、健康寿命の延伸の効果に関する様々な見解を整理する等、予備的な検討を行うものであることから、研究班における議事および途中の議論の内容は非公開とする。本研究班で行われる議論のとりまとめについては、とりまとめに用いた参考資料や議事の概要等と合わせて、「健康寿命延伸タスクフォース」に報告したうえで、公開することとし、健康寿命の延伸に係るさらなる議論等に活用する。
- (4) 本研究班は、健康寿命延伸タスクフォースの検討に資するために行うものであることから、当該タスクフォースに参加している関係部局の職員の傍聴を認める。
- (5) 本研究班の会議の庶務は(1)の関係課等の協力を得て、保険局調査課で処理する。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本研究班の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。

(別紙)

「健康寿命の延伸の効果に係る研究班」

構成員名簿

|            |  |
|------------|--|
| 伊藤 由希子     | 津田塾大学総合政策学部教授                                      |
| 印南 一路      | 慶應義塾大学総合政策学部教授                                     |
| 近藤 克則      | 千葉大学予防医学センター教授<br>国立長寿医療研究センター老年学・社会科学研究センター部長(併任) |
| 辻 一郎(座長代理) | 東北大学大学院医学系研究科教授                                    |
| 西村 周三(座長)  | 医療経済研究機構所長   |
| 橋本 英樹      | 東京大学大学院医学系研究科教授                                    |
| 堀田 聰子      | 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授                             |
| 康永 秀生      | 東京大学大学院医学系研究科教授                                    |
| 山田 久       | 日本総合研究所理事  |

50音順 敬称略